町田市新型インフルエンザ等 対策行動計画

骨子案

2026年●月 町田市

目 次

はじめに	1
1. 町田市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	
2. 行動計画の改定概要	
第1部 基本的な考え方	3
第1章 計画の基本的な考え方	3
第2章 対策の目的等	5
第1節 対策の目的	
第2節 対策実施上の留意点	
第3節 対策推進のための役割分担	
第3章 発生段階等の考え方	
第4章 対策項目	17
第2部 各対策項目の考え方及び取組	. 23
第1章 実施体制	
第1第 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第2章 情報収集・分析	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	
第3節 対応期	24
第3章 サーベイランス	
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期 第2節 初動期	
第3節 対応期	
第5章 水際対策	
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第6章 まん延防止	28

第2節 初動期	
第3節 対応期 第7章 ワクチン	
第1節 準備期	29
第2節 初動期	29
第3節 対応期	29
第8章 医療	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	30
第3節 対応期	30
第9章 治療薬・治療法	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	31
第3節 対応期	31
第10章 検査	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32
第11章 保健	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	33
第3節 対応期	33
第12章 物資	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	34
第3節 対応期	34
第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	
第3節 対応期	35
第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制 3	}6
第1章 市における危機管理体制	36
第2章 市政機能の維持	
用語集3	38

はじめに

1. 町田市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

2020年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19) (以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曽有の感染症危機において、町田市(以下「市」という。)は、国・東京都・近隣市区町村等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の町田市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)を始めとする法改正等に対応するとともに、新型コロナへの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症による危機に対応できる体制を整備するものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくこととする。

2. 行動計画の改定概要

2013年6月、国は特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する 基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定す る際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政 府行動計画」という。)を策定した。

また、東京都(以下「都」という。)においても、2013年11月、特措法第7条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「都行動計画」という。)を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

市では、国及び都の行動計画やガイドライン、更には新型インフルエンザ(A/H1N1)における経験を踏まえ、2009年9月に「町田市新型インフルエンザ基本的対策方針」を策定した。その後、2013年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画及び都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、2014年3月に、特措法第8条に基づき、市行動計画を策定し、町田市新型インフルエンザ基本的対策方針を廃止した。

-

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

今般、新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備等を踏まえ、2024年7月に政府行動計画が、2025年5月に都行動計画の抜本改正が行われたことを受け、市においても市行動計画の抜本改定を行うものである。

本改訂においては、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの7項目から政府行動計画に合わせた13項目に拡充し、記載の充実を図るとともに、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応についても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応 を行うため、市の初動対応についても市行動計画において明らかにする。

-

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠及び市の計画等の位置づけ

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

なお、市行動計画は、「町田市感染症予防計画」及び「町田市保健所健康危機対処計画(感染症編)」との整合性の確保を図っている。

	特措法	医療法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画	医療提供体制の 確保に関する 基本方針	感染症基本指針	地域保健基本指針
	新型インフル等 対策ガイドライン	医療計画作成指針	感染症予防計画 策定ガイドライン	地域健康危機管理 ガイドライン (感染症編)
東京都	都行動計画	保健医療計画	東京都感染症	
	保健医療体制 ガイドライン	休健区僚計画	予防計画	
町田市 (保健所設置市)	市行動計画		町田市感染症 予防計画	町田市保健所健康 危機対処計画 (感染 症編)

計画・ガイドラインの法的な位置づけ

また、市行動計画の策定に際しては、町田市の基本構想・基本計画である「まちだ未来 づくりビジョン2040」や「まちだ健康づくり推進プラン24-31」など、関連する計 画等との整合性を図る。

2 対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)

- ア 新型インフルエンザ等感染症3
- イ 指定感染症⁴(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ウ 新感染症5(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

³ 感染症法第6条第7項

⁴ 感染症法第6条第8項

⁵ 感染症法第6条第9項

3 計画の基本的な考え方

- (1) 市行動計画は、都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、市、指定(地方)公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、市 区町村や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるように する。
- (3) 市の特性や医療提供体制、受診行動の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- (4) 新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、 新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を市のみならず、関係機関や市民等とも共有 し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

市行動計画には、国や都の動向を注視しつつ、新型インフルエンザ等に関する最新の科 学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、市民等について、平時から 教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、 必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

国の動向や都での取り組み状況を踏まえ、必要に応じて市行動計画の改定を検討する。 なお、市行動計画を改定する際には、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の 学識経験者から意見を聴き、改定するものとする。また、市行動計画を改定した場合には、 町田市議会及び都道府県知事に報告するとともに、公表する。

第2章 対策の目的等

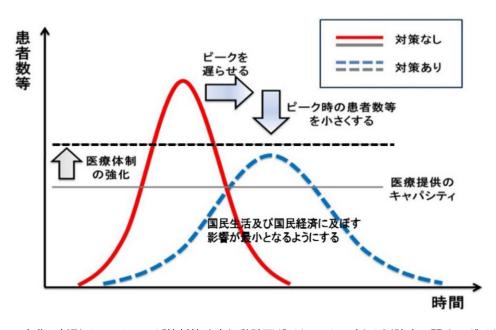
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる 目的として対策を講じていく。⁶

1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2)流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)

-

⁶ 特措法第1条

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市民経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3)地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4)業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の 安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は市行動計画に基づき、都等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

(1)新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理 将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係 者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合 も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染 事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者 や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとする ために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについ て不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション 等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

-

⁷ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

(5) DXの推進や人材育成等

保健所等の業務負担の軽減、医療関連情報の有効活用、都と市の連携の円滑化等を 図るため、都の動向を踏まえDXの推進や人材育成を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も 含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、市は 都と連携し、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組 みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や都が実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切替えることを基本として対応する。

(4)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、都はリスク評価等に 応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策 の切替えのタイミングの目安等を示す。市は、当該目安を踏まえ適切な時期に対策の 切り替えを実施する。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及

させ、子供を含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・ 共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・ 共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重 点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を 受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく 発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、 特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合 は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする⁸。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、 リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明 し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

⁸ 特措法第5条

5 関係機関相互の連携協力の確保

町田市新型インフルエンザ等対策本部[®](以下「市対策本部」という)は、都対策本部[®]と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

この際、町田市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「市対策本部長という。」)は、状況に鑑み、特に必要があると認める場合は、東京都新型インフルエンザ等対策本部長(以下「都対策本部長という。」)に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹¹。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等12における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、市は都と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

-

⁹ 特措法第34条

¹⁰ 特措法第22条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第29号)

¹¹ 特措法第24条第1項及び第36条第2項

¹² 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の、利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が 発生した際にハイリスクな施設を想定

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、町田市一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹³。また、国は世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁵。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁶(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁷(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議¹⁸(以下「推進会議」という。)等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

14 特措法第3条第2項

¹³ 特措法第3条第1項

¹⁵ 特措法第3条第3項

^{16 「}新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)」に基づき開催

¹⁷ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)」 に基づき開催

¹⁸ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、 自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において 関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市(以下「保健所設置区市」という。)、感染症指定医療機関¹⁹、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会²⁰等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

4 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の市区町村と緊密な連携を図る。

なお、本市は保健所設置市であり、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県 に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所の対応能力の確保等につい て計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策 連携協議会において共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。また、感染症有事の際 には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。都と市とは、まん延防止等に関する 協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

¹⁹ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²⁰ 感染症法第10条の2

5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等²¹の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、感染 症医療及び通常医療を提供すように努める。

6 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²²、 新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国 民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に おいても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことがで きるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務 の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時に は、その業務を継続的に実施するよう努める²³。

8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を 行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁴ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

²¹ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機 器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露すること を防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物 資及び資材

²² 特措法第3条第5項

²³ 特措法第4条第3項

²⁴ 特措法第4条第1項及び第2項

9 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁵。

-

²⁵ 特措法第4条第1項

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策²⁶の実施体制構築に係る都との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発や都・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2)初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性²⁷、感染性、薬剤感受性²⁸等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期(B、C-1、C-2、D)

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

²⁶ 水際対策は、飽くまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

²⁷ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

²⁸ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。

<発生段階及び各段階の概要>

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	_	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築に係る都との連携、地域における医療 提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に 対する啓発や都・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や 人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や 改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到 に行う。
初動期	Α	新型インフルエンザ 等に位置付けられる 可能性がある感染症 が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する
対応期	В	封じ込めを念頭に対 応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の 初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られて いない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ 込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであるこ とが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデ ミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止 を図ることができる可能性があることに留意)。
	C-1	病原体の性状等に応 じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応 できるレベルに感染拡大の波 (スピードやピーク等) を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等 により対応力が高ま る時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)。
	D	特措法によらない基 本的な感染症対策に 移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第4章 対策項目

1 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- 8 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ① 検査
- ① 保健
- 12 物資
- ③ 市民生活及び市民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、 実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据 えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク 評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症(発生状況や病原体の特徴等)及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動 向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うと ともに、平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有 事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩 和の判断につなげられるようにする。

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市では、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行う。市は、接種に当たり、事前の計画を踏まえてつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

8 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の 生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、 健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、 不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への 影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、都は、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化するとしている。市は、都が整備する体制を踏まえて、平時から地域の実状に応じた医療体制を整備する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、都と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

9 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命 及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への 影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実 用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症(重点感染症)に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、都は、国や関係機関と連携し医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

10 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

① 保健

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、検査の実施及びその結果分析 並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の 把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫

学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

12 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等を備蓄する。

③ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、 市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章	章 実施体制	
<u></u>	:	
<u> </u>	i 準備期	
第2節	初動期	
第3節	i 対応期	

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

第2節 初動期

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

第2節 初動期

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節	準備期		

第2節 初動期

第5章 水際対策 第1節 準備期 第2節 初動期

第6章 まん延防止

第1節 準備期

第2節 初動期

第7章 ワクチン

第1節 準備期

第2節 初動期

第8章 医療

第1節 準備期

第2節 初動期

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

第2節 初動期

第10章 検査

第1節 準備期

第2節 初動期

第11章 保健	
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	

第12章 物資

第1節 準備期

第2節 初動期

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節	準備期		
第2節	初動期		
第3節	対応期		

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市における危機管理体制

- 市の初動対応 1
- 2 市対策本部の概要
- 3 市対策本部の構成
- 4 市対策本部各部の分掌事務

第2章 市政機能の維持

- 1 業務区分の考え方
- 2 各部の事業継続と応援体制
- 3 事業継続のための各部の主な業務区分

用語集